

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和8年6月10日

住 所 愛媛県松山市南吉田町2731番地

事業者名 松山空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 清水 一郎  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>現状の課題 当社が管理する松山空港ターミナルビルの移動等円滑化については、これまでの整備・体制強化により、現時点で新たな課題はありません。関係法令への適合を維持し、円滑に運用しております。</p> <p>中期的な対応方針 現行水準の維持を基本とし、点検・維持管理および職員教育を継続します。利用者の意見等を踏まえ、必要に応じて適切に対応し、安全で利用しやすい空港環境の確保に努めます。</p>
---

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客ターミナルビル	松山空港では、公共交通移動等円滑化基準への適合状況を維持するため、既存施設の定期点検および必要に応じた改修を実施します。特に、エレベーター、エスカレーター、多機能トイレ、案内表示、視覚障害者誘導用ブロック等の機能維持と安全確保に努めます。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備機能の確実な維持管理	エレベーター、エスカレーター、多機能トイレ、案内設備等について、法令に基づく定期点検および日常点検を確実に実施します。不具合発生時には速やかに修繕対応を行い、代替措置を講じることで、役務の継続的かつ安定的な提供を確保します。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客施設内における誘導・案内支援の実施	館内放送、案内表示、筆談対応等を適切に活用するとともに、必要に応じて職員が目的地まで誘導するなど、個々の状況に応じた支援を実施します。関係事業者と連携し、継続的に支援体制を維持することで、すべての利用者が安心して移動できる環境の確保に努めます。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多様な手段による情報提供の充実	高齢者、障害者等が安心して移動できるよう、館内案内表示やデジタルサイネージ、ホームページ等を通じて、バリアフリー設備の位置や利用方法に関する情報を分かりやすく提供します。文字情報とあわせて、ピクトグラムの活用や見やすい配色に配慮し、視認性の向上に努めます。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動等円滑化に関する基礎知識の共有	高齢者、障害者等への対応に必要な基礎知識や留意事項について、社内資料の共有やミーティング時の周知を通じて理解の浸透を図ります。日常業務の中で対応事例を共有し、実務に即した知識の蓄積を行うことで、円滑な支援体制の維持に努めます。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ等による啓発の実施	当社ホームページにおいて、バリアフリー設備の概要や利用時の配慮事項を掲載し、事前周知を図ります。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>松山空港では、「お客様の声」投入箱を継続して設置し、利用者からの意見・要望を把握しております。特にユニバーサルデザインやバリアフリーに関するご意見については、関係部署および関係事業者と共有し、必要に応じて改善を検討します。いただいたご意見を今後の施設運営やサービス向上に活かし、すべての利用者が安心して利用できる空港環境の維持・向上に努めてまいります。</p>
---

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
なし		

#### V 計画書の公表方法

松山空港の計画書は、当社ホームページの会社案内の中で「バリアフリーへの取組」として公表いたします。これにより、空港の取組みを広く周知し、利用者の皆様にご理解いただけるよう努めます。

#### VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。